

厚生労働省は、2024 年 12 月 18 日に「新たな地域医療構想等に関する検討会」にて、これまでの検討結果をまとめたとりまとめを公表しました¹⁾。

地域医療構想とは、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化や連携を推進することで、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することを目的とした取組です²⁾。2014 年(平成 26 年)に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」³⁾に基づき、医療法が改正され、2015 年 4 月(平成 27 年 4 月)から医療計画の一部として位置付けられています。

現行の地域医療構想は、主に入院医療を対象とし、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けた取組です。「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)⁴⁾や「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)⁵⁾でも、今後の検討の必要性が示されてきました。これらを受け、検討会では有識者や関係団体へのヒアリングを実施し、2040 年頃の医療を取り巻く状況や課題、新たな地域医療構想を通じて目指すべき医療提供体制、ならびに新たな地域医療構想に関する制度改正の内容等を示したのが今回公表されたとりまとめです。

本とりまとめは、国内の医療提供体制における課題と今後の方向性を理解するために有益な情報であるため、本稿では、このとりまとめの概要を読み解きながら、医療環境の現状を把握するとともに、医療機器に関連する記載を取り上げ、概説していきます。

まず、とりまとめの概要を図 1 に示します。本とりまとめが示す目指すべき方向性の時間軸は、現行の 2025 年から 15 年後の 2040 年を見据えています。ここでは、構築すべき医療体制について、患者の視点だけでなく、医療を提供する側である医療従事者の視点にも言及されています。さらに、医療機関の機能分化や連携だけでなく、地域完結型の医療・介護提供体制の構築が目指すべき方向性として掲げられています。また、外来診療、在宅医療、介護との連携といった分野も、新たに地域医療構想の対象に含められています。

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告(医療機関から都道府県への報告)
 - ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚生大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

図 1 新たな地域医療構想の概要

(出所)厚生労働省、「新たな地域医療構想等に関する検討会」のとりまとめ資料⁶⁾より引用、筆者赤枠追記

2040年ごろの医療を取り巻く環境について、人口動態を見てみると、2025年に向けて急速に増加していた高齢者(特に後期高齢者)の人口増加は緩やかになり、2040年ごろにピークを迎えると予測されています。一方で、すでに減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速すると見込まれています。

2040年の医療需要については、高齢者数の増加に伴い、医療と介護が複合的に必要となるケースが増加すると想定されています。具体的には、2020年と比較して85歳以上の高齢者の救急搬送は75%増加し、在宅医療の需要は62%増加すると予測されています。一方で、高齢者救急以外の急性期医療需要(手術など多くの医療資源を要するもの)は2040年に向けて減少すると見込まれています。また、全国の入院患者数は2040年にピークを迎え、在宅患者数は2040年以降にピークを迎えると予測されています。これに対し、総人口が2010年以降減少している影響で、全国の外来患者数は2025年にピークを迎えるとされています。

これらの人口動態を中心とした医療環境の変化を踏まえると、2025年という変曲点を経て、次に2040年の大きな変曲点を見据えて医療提供体制を変化させる必要性が認識できます。

現行の地域医療構想では、将来の病床必要量を踏まえた各構想区域での病床の機能分化が主な議題でした。そのため、地域医療構想会議において外来医療を議論している構想区域は93%、在宅医療については52%にとどまっています。結果として、外来や在宅医療を含む医療提供体制全体の議論は十分に行われていなかったとされています。こうした背景や上述した将来の医療環境の変化を踏まえ、今回の地域医療構想では入院医療だけでなく、外来医療、在宅医療、介護連携等が新たに地域医療構想の対象になったことがうかがえます。

「医療従事者の持続可能な働き方を確保できる医療提供体制の構築」については、2040年に向け、生産年齢人口のさらなる減少により、全体の就業者数は大幅に減少すると予測されています(図2)。一方で、医療・福祉分野における人材の需要は、現在より増加すると見込まれています。そのため、現在進められている働き方改革や労働環境の改善、さらにはタスクシフト・シェアの推進が一層重要となるでしょう。さらに、現役の医療従事者の負担軽減にとどまらず、将来にわたって医療提供体制を維持するためには、医療従事者の養成のあり方や地域偏在といった課題にも対応する必要があります。これらの点については、検討会において有識者から指摘がなされています。

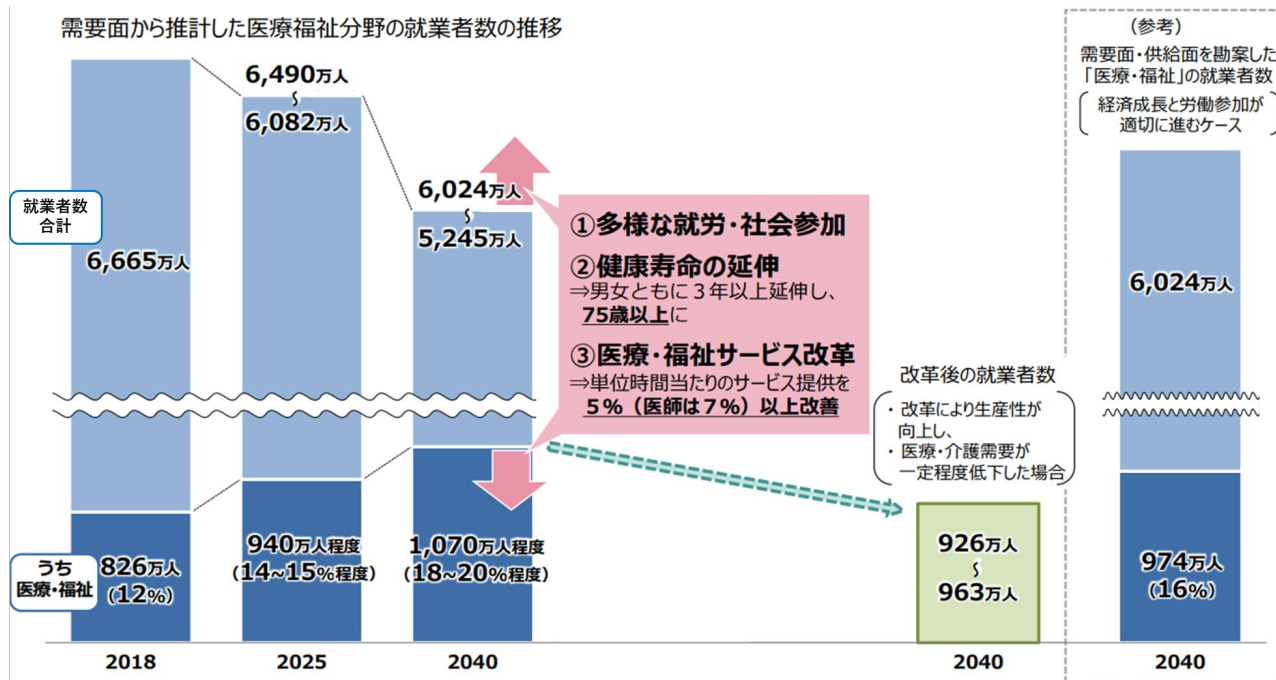


図2 需要面から推計した医療・福祉分野の就業者数の推移

(出所)厚生労働省、第1回新たな地域医療構想等に関する検討会資料⁷⁾より引用、筆者一部改変

医療機器産業の視点から見ると、健康寿命の延伸に寄与する医療機器やヘルスケア製品の開発、また、医療・福祉サービス改革(単位時間当たりのサービス提供を5%以上改善させること(図2赤枠参照))に資する医療機器や医療環境の提供が求められていると言えるでしょう。関連する産業界の取組としては、中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会(第121回)⁸⁾や行政との定期会合において、患者視点での医師の働き方改革を支援する医療機器に対する制度的評価(増点や加算等)の提案が行われています。このような取組は、持続可能な医療提供体制の構築に貢献すると考えられるため、今後、産業界にとっても良い形で進展していくことが望まれます。

次に、新たな地域医療構想の位置づけの変更および今後のスケジュールについて捉えていきます(図3、4)。現行の地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つとして位置付けられていました。しかし、新たな地域医療構想では、対象範囲が拡大され、医療提供体制全体を対象とすることから、医療計画(現在は第8期：2024年度～2029年度)の上位概念として位置付けられることになりました。この変更により、医療計画は地域医療構想に基づく6年間(一部3年間)の実行計画として、新たな構想に即した具体的な取組を定めるものとされています。

具体的な記載事項として、新たな地域医療構想では、地域の医療提供体制全体の将来ビジョンや方向性などが記載される予定です。新たな地域医療構想の策定・推進に関するガイドラインを2025年度に国が検討・作成を行い、2026年度には都道府県が地域の医療提供体制全体の方向性や必要病床数の推計等を検討・策定する計画です。また、現行の地域医療構想の取組は2026年度まで継続され、新たな地域医療構想は2027年度から順次開始される見通しです。さらに、新たな地域医療構想を反映した医療計画については、第9次医療計画(2030年度開始)に適切に反映させるための検討が進められていきます。

これらを踏まえると、今後1～2年の間に、将来の方向性や関連する各種推計データが整備されると予想されます。この動きを医療機器企業としても注視し、中長期的な戦略の立案時の参考にすることが重要だと言えるでしょう。

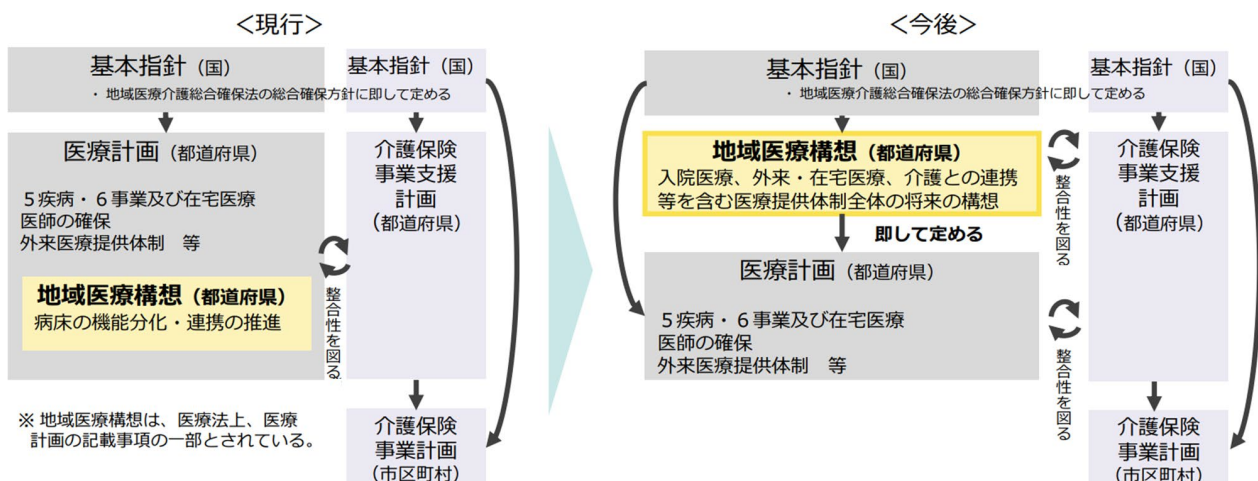


図3 新たな地域医療構想と医療計画の位置づけ

(出所)厚生労働省、第13回新たな地域医療構想等に関する検討会資料⁹⁾より引用

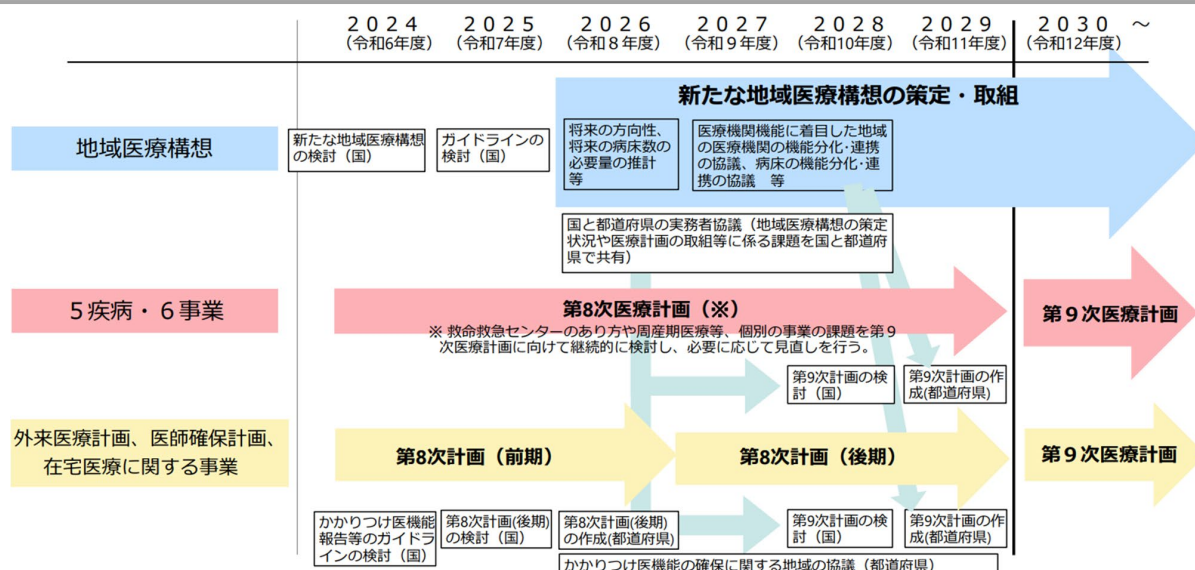


図 4 新たな地域医療構想と医療計画の策定見通し

(出所)厚生労働省，第 13 回新たな地域医療構想等に関する検討会資料⁹⁾より引用

最後に、計 15 回実施された新たな地域医療構想等に関する検討会で議論された内容から、医療機器に関する言及や関連する議論を取り上げます。

まず、外来医療の提供体制を構築するための取組の一つとして、各地域における活用可能な医療機器の配置状況や稼働状況の可視化が挙げられています(図 5)。この取組は、医療機器の効率的な活用を図るだけでなく、パンデミックなどの緊急事態への備えを考慮したものと考えられます。

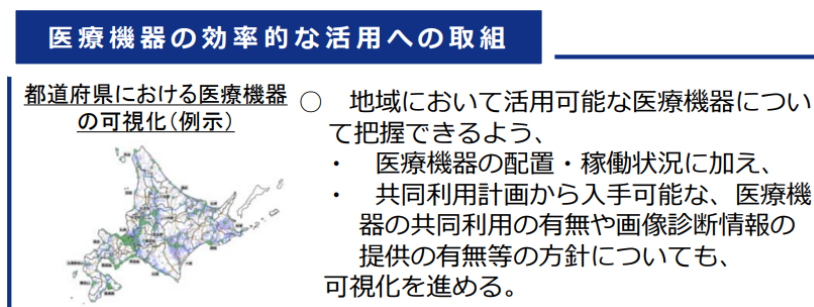


図 5 外来医療における医療機器の効率的な活用への取組

(出所)厚生労働省，第 11 回新たな地域医療構想等に関する検討会資料¹⁰⁾より引用

他には、地域医療連携推進法人について、制度活用の効果やメリットが触れられており、その中には、法人運営上のメリットとして、「医薬品・医療機器等の共同購入」が経営効率の向上に繋がるとされています。地域医療連携推進法人は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(いわゆる「骨太方針 2024」)¹¹⁾でもその活用が取り上げられており、2024 年 4 月の制度見直しによって手続きが一部緩和されたことで、今後、設立数がさらに増加すると見込まれます(2024 年 4 月時点で 39 法人)。医療機器企業の視点では、共同購入による経営効率の向上が期待される一方で、販売価格の統一や競争環境の激化といった課題も予想されます。

本稿では、新たな地域医療構想の検討会のとりまとめを基に、医療提供体制の目指すべき方向性や実現に向けた基本的な考え方について取り上げました。2040 年ごろの医療を取り巻く環境については、本とりまとめでも多くの分析が行われていましたが、これ以外にも、経済産業省・厚生労働省合同の「未来イノベーション WG」¹²⁾、文部科学省の「科学技術白書」¹³⁾、一般社団法人日本経済団体連合会の「FUTURE DESIGN 2040」¹⁴⁾など、多角的な視点から将来を予測する内容が取り上げられています。日本の医療機器産業界にとって重要な市場であり続ける日本の医療動向について、引き続き関心を寄せ、今後も産業界にとって有益な情報を継続的に発信していきたいと考えています。

◇出典:(URL は 2025 年 1 月 5 日時点)

- 1) 厚生労働省, 新たな地域医療構想に関するとりまとめ
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001357306.pdf>>
- 2) 厚生労働省, 地域医療構想について
<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html>>
- 3) 厚生労働省, 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要 <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2014.pdf>>
- 4) 内閣官房, 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/pdf/20231222_antore.pdf>
- 5) 内閣府, 経済財政運営と改革の基本方針 2024 について
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001140172.pdf>>
- 6) 厚生労働省, 新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001357307.pdf>>
- 7) 厚生労働省, 新たな地域医療構想に関する検討の進め方について
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001237357.pdf>>
- 8) 厚生労働省, 中央社会保険医療協議会 保険医療材料専門部会意見陳述資料 医療機器・医療技術
<<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001140152.pdf>>
- 9) 厚生労働省, 新たな地域医療構想について, 第 13 回新たな地域医療構想等に関する検討会資料
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001344036.pdf>>
- 10) 厚生労働省, 新たな地域医療構想について, 第 11 回新たな地域医療構想等に関する検討会資料
<<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001328814.pdf>>
- 11) 内閣府, 経済財政運営と改革の基本方針 2024
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf>
- 12) 経済産業省, 未来イノベーション WG からのメッセージ
<https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/mirai_innovation/pdf/ct_zentai_201903.pdf>
- 13) 文部科学省, 令和 2 年版科学技術白書
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13731853/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa202001/detail/1427221.html>
- 14) 一般社団法人日本経済団体連合会, FUTURE DESIGN 2040 「成長と分配の好循環」
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/082_honbun.pdf>

(医療機器政策調査研究所 池田 悠太 記)

医療機器政策調査研究所からのお知らせ [@JFMDA_MDPRO](https://twitter.com/JFMDA_MDPRO)
X(旧 Twitter)で医療機器産業関連のニュースを配信中。医機連トップページからフォローできます。